

市報第9号

平成24年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成24年度横浜市下水道事業会計予算、平成24年度横浜市水道事業会計予算及び平成24年度横浜市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

平成25年6月20日

横浜市長 林 文子

平成 24 年度横浜市下水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 下水道事業 資本的支出			円 53,698,428,118	円 30,554,818,270	円 18,007,337,150
	1 建設改良費		53,698,428,118	30,554,818,270	18,007,337,150
		下水道整備事業	52,063,628,968	29,397,520,619	17,708,763,650
		下水道改良事業	1,601,268,150	1,141,914,783	282,953,500
		企業備品 購入事業	33,531,000	15,382,868	15,620,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	円	
2,000,000,000	7,756,545,437	6,667,000,000	1,583,791,713	5,136,272,698	—	
2,000,000,000	7,756,545,437	6,667,000,000	1,583,791,713	5,136,272,698	—	
2,000,000,000	7,683,735,437	6,667,000,000	1,358,028,213	4,957,344,699	—	支障物件に伴い実施工程の変更等に日時を要したため
—	65,000,000	—	217,953,500	176,399,867	—	地元との調整等に日時を要したため
—	7,810,000	—	7,810,000	2,528,132	—	仕様の調整に日時を要したため

平成 24 年度横浜市水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 水道事業 資本的支出			円 24,968,326,000	円 19,739,707,061	円 2,947,240,050
	1 建設改良費		24,968,326,000	19,739,707,061	2,947,240,050
		配 水 管 整 備 事 業	15,800,000,000	13,394,317,165	2,174,675,050
		基 幹 施 設 整 備 事 業	9,010,000,000	6,226,655,896	751,565,000
		そ の 他 建設改良工事	158,326,000	118,734,000	21,000,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	分担金及び負担金	損益勘定留保資金			
円 404,000,000	円 48,762,000	円 82,283,318	円 2,412,194,732	円 2,281,378,889	円 -	
404,000,000	48,762,000	82,283,318	2,412,194,732	2,281,378,889	-	
92,000,000	48,762,000	80,000,000	1,953,913,050	231,007,785	-	関係機関との調整等に日時を要したため
312,000,000	-	2,283,318	437,281,682	2,031,779,104	-	工期の調整等に日時を要したため
-	-	-	21,000,000	18,592,000	-	工法の調整等に日時を要したため

平成24年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 工業用水道事業 資本的支出			円 1,555,154,000	円 984,519,600	円 550,000,000
	1 建設改良費		1,555,154,000	984,519,600	550,000,000
		工業用水道 施設整備事業	940,754,000	797,398,845	124,000,000
		そ の 他 建設改良工事	614,400,000	187,120,755	426,000,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	分担金及び負担金	損益勘定留保資金			
円 89,200,000	円 426,000,000	円 34,800,000	円 20,634,400	円 -	
89,200,000	426,000,000	34,800,000	20,634,400	-	
89,200,000	-	34,800,000	19,355,155	-	関係機関との調整に日時を要したため
-	426,000,000	-	1,279,245	-	関係機関との調整に日時を要したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。